

# 熊本県林地開発許可制度事務要領

## (趣旨及び定義)

- 第1 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2及び第10条の3に規定する事務の取扱いについて、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）及び熊本県林地開発許可制度実施要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、制度の適正かつ円滑な運用を図るために、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領に掲げる用語の定義は要項によるものとし、それ以外については本要領で別途定める。

## (事務の所掌)

- 第2 事務の所掌は広域本部長等とする。
- 2 開発行為の申請区域が複数の広域本部又は関係地域振興局の所管区域にまたがる場合の事務の所掌は、当該開発行為に係る森林面積が最も大きい区域を所管する広域本部長等とする。

## (河川管理者等協議)

- 第3 所管の広域本部林務課長等は、要項第4条第2項に規定する河川管理者等協議依頼書（以下「依頼書」という。）の提出があった場合には、遅滞なく、依頼書の記載事項及び添付書類に不備がないかを確認し、不備があるときは、相当の期限を定めて、開発しようとする者に補正等を求めることとする。
- 2 広域本部林務課長等は、不備のない又は不備の補正が完了した依頼書の提出があった場合は、速やかに受理するものとする。
- 3 依頼書を受理した場合には、別記第1号様式により、次に掲げる担当課長から土木部河川管理者等協議担当課長に対し、協議を依頼することとする。なお、次の各号の規定による場合には、広域本部林務課長等から森林保全課長に進達するものとする。
- (1) 開発区域面積が5ヘクタール未満の場合、所管の広域本部林務課長等から各広域本部（地域振興局）土木部関係各課長
- (2) 開発区域面積が5ヘクタール以上の場合、森林保全課長から河川課長
- 4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合は、第1項の河川管理者等との協議を要しないものとする。

## (申請書の審査及び受理)

- 第4 広域本部長等は、開発しようとする者から、要項第7条に規定する林地開発許可申請書及び添付図書又は要項第16条に規定する林地開発変更許可申請書及び添付図書（以下「申請書」という。）の提出があった場合は、第3第4項に規定する場合を除き、河川管理者等協議により「開発許可申請に伴う調節池設置基準（案）（熊本県土木部河川課）」への適合確認（以下「適合確認」という。）がなされたことを確認するものとする。併せて、別表1に掲げる事項について審査し、不備があるときは、相当の期限を定めて、別記第2号様式により補正を求めることとする。ただし、補正内容が軽微であり、直ちに補正が可能な場合は、口頭により指示することができるものとする。
- 2 広域本部長等は、前項により適合確認について確認し、かつ不備のない又は不備の補正が完了した申請書の提出があった場合は、速やかに受理するものとする。

(現地調査)

- 第5 申請書等を受理した広域本部長等は、当該申請に係る開発行為について現地調査を行い、別記第3号様式を作成するものとする。
- 2 申請書に補正が必要であると判断した場合は、相当の期限を定めて、別記第2号様式により申請者に補正等を求めるものとする。

(関係市町村長からの意見聴取)

- 第6 広域本部長等は、申請書を受理した場合は、関係市町村長から別記第4号様式により当該申請に係る意見を聴くものとする。
- 2 広域本部長等は、相当の期限を定め、別記第5号様式により申請者に対して、当該意見への対応方法について報告を求めるものとする。

(申請書等の進達)

- 第7 広域本部長等は、第3から第6に規定する事務が完了した場合は、遅滞なく、申請書正本1通に別記第3号様式、別表1及び市町村長の意見書を添えて農林水産部長に進達するものとする。

(申請書の取下げ)

- 第8 広域本部長等は、要項第7条第4項に規定する林地開発許可申請取下書（以下「取下書」という。）の提出があった場合は、農林水産部長に進達するものとする。
- 2 取下書の提出がなされた時点で、第6に規定する意見聴取がなされており、その上で広域本部長等から前項の進達があった場合には、農林水産部長は取下げの旨を関係市町村長に通知するものとする。

(許可の適否の決定)

- 第9 農林水産部長は、広域本部長等から申請書の進達があった場合は、要項第8条に規定する設計・審査基準に基づき審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 2 農林水産部長は、前項の審査にあたり、申請書の内容に補正が必要であると認めるときは、相当の期限を定めて、別記第2号様式により申請者に補正を求めるものとする。
- 3 農林水産部長は、許可の適否を決定するに当たり、別記第6号様式により林地開発許可審査調書を作成するものとする。
- 4 農林水産部長は、当該申請に係る開発行為が別表2に掲げる「森林審議会に諮問する林地開発行為の基準」に該当する場合には、熊本県森林審議会の意見を聴取したうえで許可の適否を決定するものとする。
- 5 農林水産部長は、当該許可申請に係る開発行為が他法令による許認可を必要とする場合は、当該関係機関と十分連絡調整を行い、原則として同時審査、同時処分を行うものとする。

(処分の通知)

- 第10 農林水産部長は、当該申請の処分を決定した場合は、申請者に指令するものとする。
- (1) 申請者への許可処分の指令は、別記第7号様式により行うものとする。
- (2) 申請者への不許可処分の指令は、別記第8号様式により行うものとする。
- 2 農林水産部長は、許可指令にあたっては、法第10条の2第4項の規定に基づき、許可条件を付すものとする。

3 農林水産部長は、当該申請の処分を決定した場合は、関係市町村長及び関係広域本部長等に当該指令書の写しを付して通知するものとする。

(1) 許可処分の通知は、別記第9号様式により行うものとする。

(2) 不許可処分の通知は、別記第10号様式により行うものとする。

#### (届出の処理)

第11 広域本部長等は、開発行為者から次の各号に掲げる届出書、報告書、申出書及びその添付図書（以下、「届出書等」という。）の提出があった場合は、記載事項及び必要図書について確認するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。届出書等が法第10条の2第2項各号に規定する要件のいずれにも該当せず、不備がないと認めた場合は、速やかに受理するものとする。

(1) 林地開発行為着手届出書（要項第11条関係）

(2) 林地開発行為施行状況報告書（要項第14条関係）

(3) 林地開発許可変更届出書（要項第16条関係）

(4) 林地開発行為中止届出書（要項第19条第1項関係）

(5) 林地開発行為再開届出書（要項第19条第2項関係）

(6) 林地開発行為廃止届出書（要項第20条関係）

(7) 林地開発行為代表者等変更届出書（要項第21条第1項関係）

(8) 林地開発行為代表者変更事前申出書（要項第21条第2項関係）

(9) 林地開発行為代表者変更届出書（要項第21条第2項関係）

(10) 林地開発行為一般承継届出書（要項第22条第1項関係）

(11) 林地開発行為特定承継事前申出書（要項第22条第2項関係）

(12) 林地開発行為特定承継届出書（要項第22条第2項関係）

2 広域本部長等は、届出の内容が法第10条の2第2項各号に規定する要件のいずれかに該当すると判断したときは、開発行為者に対し、別記第11号様式により是正措置を講じるよう指導するものとする。

3 広域本部長等は、前項の是正措置の結果、届出の内容が法第10条の2第2項各号に規定する要件のいずれにも該当せず、不備がないと認めた場合は、速やかに受理するものとする。

4 広域本部長等は、第1項第4号及び第6号に規定する届出書を受理した場合は、別記第12号様式により開発行為者に受理した旨を通知するものとする。

5 広域本部長等は、届出書等を受理した場合は、遅滞なく、別記第13号様式により当該届出書等の写しを添付のうえ、農林水産部長に報告するものとする。

#### (施行状況報告)

第12 広域本部長等は、要項第14条第2項及び第3項により開発行為者から提出される施行状況報告書を受理するものとする。

#### (履行状況調査)

第13 広域本部長等は、履行状況調査一覧表（別記第14号様式）及び履行状況調査表（別記第15号様式）を作成するものとする。

2 広域本部長等は、履行状況調査により、開発行為が適正ではないと認める場合は、その是正措置を講じるよう指導するものとする。

3 広域本部長等は、要項第14条第2項に係る履行状況に係る調査の結果を毎年6月末日

までに、第3項に係る履行状況に係る調査の結果を毎年9月15日までに、農林水産部長に報告するものとする。

(段階確認)

- 第14 広域本部長等は、開発行為者から、要項第13条第2項に規定する林地開発行為段階確認届出書を受理した場合は、速やかに段階確認を行うものとする。
- 2 広域本部長等は、前項の段階確認の結果、当該開発行為が許可の内容に適合していないと認めた場合は、開発行為者に是正措置を講じるよう指示するものとする。
  - 3 広域本部長等は、第1項の段階確認により適正と認めた場合及び前項の是正措置が適正に履行されたと認めた場合は、別記第16号様式により、遅滞なく開発行為者にその旨通知するものとする。
  - 4 広域本部長等は、遅滞なく段階確認の結果を農林水産部長に報告するものとする。
  - 5 段階確認において確認すべき事項及びその他事務の取扱い等については「林地開発行為の完了確認等の事務取扱いについて(別記1)」によるものとする。

(完了の確認)

- 第15 要項第17条第1項に規定する林地開発行為完了届出書(以下「完了届出書」という。)又は要項第18条第1項に規定する林地開発行為部分完了届出書(以下、「部分完了届出書」という。)を受理した場合は、速やかに完了の確認を行うものとする。
- 2 広域本部長等は、前項の完了の確認の結果、当該開発行為が許可の内容に適合していないと認めた場合は、開発行為者に是正措置を講じるよう指示するものとする。
  - 3 広域本部長等は、第1項の完了の確認により適正と認めた場合及び前項の是正措置が適正に履行されたと認めた場合は、別記第17号様式により、遅滞なく開発行為者及び関係市町村長にその旨通知するものとする。
  - 4 広域本部長等は、遅滞なく完了等の確認の結果を農林水産部長に報告するものとする。
  - 5 完了の確認において確認すべき事項及び事務取扱い等については、「林地開発行為の完了確認等の事務取扱いについて(別記1)」によるものとする。
  - 6 農林水産部長が行う完了等の確認については、完了届出書又は部分完了届出書を広域本部長等経由で受理することとしたうえで、第1項、第2項、第3項及び第5項の規定を準用するものとする。

(連絡調整)

- 第16 広域本部長等は、法第10条の2第1項に基づく許可を要しない開発行為について、同項第1号及び第3号に規定する国又は地方公共団体及び省令第5条に規定する事業を行おうとする者(以下「地方公共団体等」という。)から開発行為について協議書の提出があった場合は、法第10条の2第2項及び第3項の規定の趣旨に即して開発行為が行われるよう、十分な連絡調整を行うものとする。
- 2 広域本部長等は、別記第18号様式により林地開発行為協議審査調書を作成するものとする。
  - 3 広域本部長等は、前項の連絡調整を了した場合は、遅滞なく別記第19号様式により地方公共団体等に調整結果を通知するものとする。
  - 4 広域本部長等は、地方公共団体等から当該開発行為の林地開発計画変更届出書の提出があった場合には、第1項の規定を準用する。ただし、届出を受けた場合であって、その内容が軽微なものであると認められるときは、第1項の規定にかかわらず開発行為の変更を

了承することとし、その旨を文書で地方公共団体等に通知するものとする。

- 5 広域本部長等は、連絡調整を完了した又は変更を了承した旨を、遅滞なく別記第20号様式により農林水産部長に報告するものとする。
- 6 広域本部長等は、地方公共団体等から当該開発行為の完了報告書の提出があった場合は、遅滞なく別記第21号様式により農林水産部長に報告するものとする。

#### (災害事案の指導)

第17 広域本部長等は、開発行為地及び開発行為により影響を受けていると判断される地域（以下「周辺地」という。）における災害発生に伴い、要項第23条の規定による林地開発行為災害発生届出書の提出があった場合は、速やかに現地調査のうえ、開発行為者に対し、必要な措置を講じるよう指導を行うものとする。

2 災害の種類は以下のとおりとする。

- (1) 土砂流出及び土砂崩壊による災害
- (2) 洪水及び雨水流出による災害
- (3) 工事施工に伴う災害
- (4) その他開発行為に伴う災害

3 開発行為地及び周辺地で災害が発生した場合は、広域本部長等は速やかに災害調査を行い、別記第22号様式により、速やかに森林保全課長に報告するものとする。

4 開発行為者は、速やかに災害復旧計画書を作成し、広域本部長等に提出するものとする。

なお、周辺地の災害であって開発行為と発生原因の因果関係が不明な場合は、専門的知識を有する第三者に調査を依頼し、結果を踏まえて対応するものとする。

5 広域本部長等は、災害復旧計画について農林水産部長と協議するものとする。

6 広域本部長等は、農林水産部長との協議が整い次第、災害復旧計画を認定するものとする。

7 開発行為者は、災害復旧計画書に従い、災害復旧工事を実施するものとする。

8 開発行為者は、災害復旧工事の施工に変更を生じた場合は、あらかじめ広域本部長等に変更届を提出のうえ確認を行うものとする。

9 開発行為者は、災害復旧工事を完了した場合は、速やかに別記第23号様式により「災害復旧工事完了届」を広域本部長等に提出するものとする。

10 広域本部長等は、災害復旧工事完了届の提出がなされた場合は、速やかに完了確認を行うものとする。完了が適正と認められた場合は、遅滞なく農林水産部長に報告するものとする。

#### (違反事案の調査)

第18 広域本部長等は、要項第24条第1項に基づき調査、確認を行った場合、次の各号について記載した、林地開発行為実態調査書を作成するものとする。

- (1) 開発行為地の所在地及び面積
- (2) 開発行為者及び開発行為地の土地所有者（以下「開発行為者等」という。）の住所、氏名
- (3) 開発行為地及び開発行為地内の地域森林計画対象民有林（以下「林地開発行為地」という。）の面積
- (4) 法第10条の2第2項各号の該当の有無
- (5) 他法令の許認可の有無
- (6) （許可条件違反事案の場合）許可を受けている者の住所、氏名、許可年月日及び条件

#### 違反の内容

##### (7)その他必要な事項

2 広域本部長等は、前項の林地開発行為実態調査書を作成のうえ、次の事項について確認を行うものとする。

- (1) 開発行為の目的
- (2) 開発計画の規模
- (3) 土地所有者等の住所、氏名
- (4) (許可条件違反事案の場合) 条件違反の行為が行われた時期
- (5) その他必要な事項

3 広域本部長等は、開発行為の内容を調査した結果、関係他法令に違反する疑い又はおそれがある場合は、開発行為の内容及び措置の内容等について、関係機関に情報提供を行い、相互に連携を図るものとする。

##### (違反事案の中止指導)

第19 広域本部長等は、第18により違反事案であると判断した場合、第20の方針の決定がなされるまでの間、要項第24条第2項に基づき、別記第24号様式により開発行為を中止するよう指導を行うものとする。

##### (処理方針の決定)

第20 広域本部長等は、要項第24条第2項に基づく是正指導の方針について決定するものとし、必要に応じて農林水産部長と協議を行うことができるものとする。

##### (違反事案の復旧指導)

第21 広域本部長等は、第20により、林地開発行為地を森林に復することと決定した場合、要項第24条第2項に基づき、別記第25号様式により森林に復旧するよう指導を行うものとする。

- 2 違反行為者は、広域本部長等が前項の指導で指示した期限までに、別記26号様式により復旧計画書を提出しなければならない。
- 3 広域本部長等は、復旧計画書の提出があったときは、農林水産部長と協議のうえ、その内容について審査し、適切なものと認めるときは、復旧工事の実施を別記第27号様式により違反行為者に通知するものとする。
- 4 違反行為者は、復旧工事に着手したときは、広域本部長等に別記第28号様式により復旧工事着手届を提出しなければならない。
- 5 違反行為者は、復旧工事について変更する必要があるときは、広域本部長等に別記第29号様式により、変更復旧計画書を提出しなければならない。
- 6 広域本部長等は、違反行為者から変更復旧計画書の提出があったときは、復旧計画書の提出があったときに準じて処理するものとする。
- 7 違反行為者は、復旧工事を完了した場合は、広域本部長等に別記第30号様式により復旧工事完了届を提出しなければならない。

##### (違反事案の復旧完了確認)

第22 広域本部長等は、違反行為者から復旧工事完了届の提出があった場合、「林地開発行為の完了確認等の事務取扱いについて(別記1)」により復旧工事の確認を行い、復旧計画書のとおり実施されているときは、別記第31号様式により復旧工事の完了を確認した旨

を通知するものとする。

- 2 広域本部長等は、復旧工事の内容について是正の必要があると認めたときは、違反行為者に対して、別記第32号様式により復旧工事の是正措置を指示するものとする。
- 3 違反行為者は、是正措置が完了したときは、復旧工事是正措置の完了報告書を別記第33号様式により広域本部長等に提出し、復旧工事の完了確認を受けなければならない。

(違反事案の監督処分等)

第23 要項第24条第3項に規定する監督処分及びその他の手続きは次によるものとする。

- 1 中止命令は次の各号によるものとする。
  - (1) 広域本部長等は、違反行為者が、要項第24条第2項に基づく中止指導に従わない場合は、違反事案について、別記第34号様式により農林水産部長に速やかに報告するものとする。
  - (2) 前項の報告を受けた農林水産部長は、要項第24条第2項に基づき、別記第35号様式により改めて中止指導を行うものとする。
  - (3) 前項の中止指導に基づき、違反行為者が林地開発行為を中止したときは、農林水産部長は第20及び第21により違反状態の是正を図るものとする。
  - (4) 違反行為者が第2号の中止指導に従わない場合、知事は法第10条の3の規定に基づき、別記第36号様式により、中止命令を行うものとする。
- 2 復旧命令は次の各号によるものとする。
  - (1) 広域本部長等は、違反行為者が、要項第24条第2項に基づく復旧指導に従わない場合は、違反事案について、別記第34号様式により、農林水産部長に速やかに報告するものとする。
  - (2) 農林水産部長は、前号の報告を受けたときは、林地開発行為地を直ちに復旧するよう、要項第24条第2項に基づき、別記第37号様式により改めて復旧指導を行うものとする。
  - (3) 農林水産部長は、前号の復旧指導に基づき、違反行為者が復旧計画書を提出したときは、第21に準じ処理するものとする。
  - (4) 違反行為者が第2号の復旧指導に従わない場合は、知事は法第10条の3の規定に基づき、別記第38号様式により復旧命令を行うものとする。
- 3 農林水産部長は、知事が第1項第4号又は第2項第4号に規定する監督処分を行ったときは、別記第39号様式及び第40号様式により、広域本部長等及び関係市町村長に、監督処分を行ったことをそれぞれ通知するものとする。
- 4 要項第24条第4項による許可取消しは、別記第41号様式により行うものとする。
- 5 要項第24条第5項による情報提供については、発出した是正指導、監督処分及び許可取消し文書の写しを添付のうえ、速やかに行うものとする。

(事務処理経過の記録)

第24 農林水産部長は、林地開発行為の許可及び連絡調整をした場合は、別記第42号様式により、林地開発行為許可一覧表等を整備するものとする。

(事務実施状況報告)

第25 広域本部長等は別記第43号様式により、毎年3月末日時点の林地開発許可事務の実施状況を、翌年度の4月20日までに農林水産部長に報告するものとする。

(定期報告)

第26 広域本部長等は別記第44号様式により、毎月の事務処理状況を森林保全課長に報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に許可された開発行為（この要項の施行前に許可され、施行後に変更許可された開発行為を含み、施行日前に当該行為が完了した箇所の一部又は全部に限る。）について、第14及び第15における確認の基準については、なお従前の例による。



(別記1)

## 林地開発行為の完了確認等の事務取扱いについて

要領第15に規定する完了確認及び第14に規定する段階確認は、次のとおり実施するものとする。

### 1 林地開発行為の完了確認の実施に係る一般的事項

#### (1) 完了確認の通知

確認の実施に当たっては、あらかじめ別記第45号様式により確認員を指定し、別記第46号様式により開発行為者に通知するものとする。

#### (2) 確認の実施

確認員は、当該開発行為が許可の内容に適合しているかどうかについての判定を行い、別記第45号様式により所属長に復命するものとする。

#### (3) 完了確認における確認の範囲

確認すべき事項は、原則として開発行為の許可申請書及び計画図書に記載された範囲内とする。

#### (4) 完了確認の種類について

##### ア 開発行為の完了の確認

林地開発行為完了届が提出された場合は、現地確認を行い、許可申請書の内容や許可条件等に基づき履行されているかどうかの確認を行い、その適否の判断を文書等により申請者へ通知するものとする

##### イ 開発行為の部分完了の確認

林地開発行為部分完了届が提出された場合は、原則として次の要件を満たす可分な出来形部分について、アに準じて取り扱うものとしたうえで、下記により確認を行うものとする。

(ア) 開発行為が申請時においてあらかじめ工区等の区域区分がなされており、部分完了確認をする区域が、その工区等の区域の全部であること。

(イ) 部分完了確認をする区域の残置森林等の配置及び防災施設等の規模、構造、配置等が許可申請の内容及び許可条件のとおりなされていること。

(ウ) 部分完了確認をする区域及び周辺地域に対し土砂の流出等の災害の発生のおそれがないように措置されていることが明らかであること。

(エ) 部分完了をした開発行為の状態及び開発行為者の過去の実績等から判断して、部分完了確認をする区域以外の開発行為についても、許可申請の内容及び許可条件に従って完了することが明らかであること。

#### (5) 完了確認の方法

完了確認の実施に当たっては、あらかじめ開発行為者に対し、設計図書、工事仕様書、出来形管理、写真管理、測量野帳を準備し、確認員の求めに応じ、適宜書類が開示できるよう指導するものとする。

また、確認員は出来形の検測や関係書類の審査を行う場合下記により確認を行う。

##### ア 量的な確認について

施設が広範囲にわたるものや筋工、柵工等のような数量の多い工種については無作為抽出により確認すること。

なお、防災施設等の目的から判断して、その機能を満足し得るものであれば、局部的な数量の増減は許容し得るものであること。

##### イ 質的な確認について

(ア) 防災施設等の機能が保持できる品質、強度等があり、施設を設置した目的に対応できる耐久性が確保されていること。

(イ) 防災施設については、計画図書等の規格及び工法で行われていること。

(ウ) 数量の多い工種については、無作為抽出により確認すること。

ウ その他

確認時点において目視できない部分については、写真管理（寸法表示）等で判断すること。

## 2 完了確認で確認すべき事項

完了確認では、林地開発許可制度の趣旨を踏まえ、次の一覧表から該当する項目を選択し、実施すること。

完了確認点検事項一覧表

工種	確認検査の内容	摘 要
立木伐採	* 要項に定めた範囲で伐採を行っているか	* 工事にかかる分のみの伐採が行われているかを確認する
一般土工	* 縦横断面図に従って実施された法面勾配等が安定したものであるか * 盛土締固めの状況 * 盛土地盤の処理状況 * 軟弱地盤基礎処理工事の実施量 * 軟弱地盤処理の工法及び試験データ	* 切土、盛土、捨土が適切に行われているか「林地開発設計・審査基準」に照らして判断する * 転圧等の実施状況写真及び盛土材の試験データを確認する * 地剥ぎ、有機物の除去状況と段切りを確認する * 資材伝票、写真、出来形図等で判断する * 現地の状況に応じた工法の選定状況及び試験データを確認する
えん堤工類	* 施工目的を達し得る規模であるかの寸法 * 構造物の安定計算上で必要な寸法が確保されているか	* 貯砂用のえん堤であれば有効 高、有効幅、現溪床勾配等の把握を行い、貯砂容量が設計と変わらないことを確認する * 安定計算の基礎となる放水路天端厚、上下流法、堤高、放水路断面績等を確認する * 堤体破壊が生じない程度の品質を確認する

土留工類	<ul style="list-style-type: none"> <li>*背面の工作物及び土砂等を抑止し安定させるのに必要な寸法</li> <li>*構造物の安定上必要な寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*高さ、天端厚、延長等を確認するが、その判断は切取法面を安定させる目的で計画して土留工等で法面が安定していれば許容できるものとする。</li> <li>*安定計算の基礎となっている天端厚、表裏法、壁高等を確認する</li> <li>*堤体破壊が生じない程度の品質を確認する</li> </ul>
洪水調節池類	<ul style="list-style-type: none"> <li>*洪水調節容量の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*調節容量、放流量等が計画どおりなされているかを出来形図及び現地により確認する</li> <li>*オリフィス口の内径及び放流管の傾斜を確認する</li> </ul>
水路工類	<ul style="list-style-type: none"> <li>*地表水、暗渠等から誘導された地下水を安全に流下し得る断面</li> <li>*流末処理が適正に行われているか</li> <li>*漏水を最小限に留め得る措置がなされているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*水路工の寸法、勾配及び数量等の抽出測定を行い確認する</li> <li>*布団籠等による流末部の洗掘防止施設を確認する</li> </ul>
暗渠工類	<ul style="list-style-type: none"> <li>*地下浸透水、湧水等を地表まで誘導でき得る規格及び数量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*箇所数、規格及び延長を確認する</li> <li>*管を沢底に敷設し、その上部を礫等で確実に覆っているかを写真等により確認する</li> <li>*地下水を容易に集水し、排水できる仕様になっているか等を確認する</li> </ul>
柵工類	<ul style="list-style-type: none"> <li>*法面の安定及び特殊植栽（網棚の萌芽）等、適しているか</li> <li>*背面堆積土の流出防止上の機能を果たしているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*高さ、規模、延長の確認を行う</li> <li>*杭の打ち込みの深さを写真等により確認する</li> </ul>
筋工類	<ul style="list-style-type: none"> <li>*法面の浸食防止等に必要な数量が確保されているか</li> <li>*植生の活着及び発芽、生育が可能か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*一定面積内の数量確認を行う</li> <li>*筋工等の間隔及び単位面積当たりの延長が規定されている場合はその数量を確認する</li> </ul>
植栽工類	<ul style="list-style-type: none"> <li>*植栽目的にあった数量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*樹種、規格、植栽本数（苗間列間）等を確認する</li> <li>※活着状況を確認する</li> </ul>

残置森林等	* 残置森林率、森林率を確保できる規模かどうかを位置、幅、面積等で確認	* 残置森林等の幅、位置等を計画書に照らして適切であるか等を確認する
資材の品質等	* 構造上必要な強度、品質、形状を確保しているか	* シュミットハンマー等によるコンクリートの強度を確認する * コンクリートにクラック等がないかを確認する * 鋼製枠や布団籠の場合、中詰め石等が標準仕様どおりかを確認する * 鋼材やコンクリート製品等の二次製品を使用する場合、試験表により強度、材質等を確認する

### 3 防災施設及び残置森林等の修補

- ア 完了確認の結果、当該開発行為が修補を必要とする場合は、別記第47号様式「防災施設及び残置森林等の修補について」により、開発行為者に通知するものとする。
- イ 開発行為者は、修補工事を完了した場合は、別記第48号様式「修補工事完了届」により、遅滞なく知事に届出るものとする。
- ウ 修補工事完了届の提出があった場合は、1及び2に準じて、完了を確認するものとする。

### 4 段階確認

林地開発行為段階確認届出書の提出がなされた場合については、別記第49号様式で開発行為者に通知のうえ、1の(4)アに準じて段階確認をするものとする。

また、防災施設のうち、調節池の機能が確保された状態の確認は、幅、深さ、オリフィスの内径、放流管を計画図面と照合することとする。

なお、確認方法及び修補については、前項に準ずるものとする。

別表 1

1 書類関係

書類名	要項別記様式	熊本県林地開発許可事務要領第 4 に基づく審査項目	判定
全 体		必要な書類及び図面が全て添付されているか。	
		目次の順に編さんされ、書類名又は番号を記載した見出しが付いているか。	
		添付されている書類及び図面は最新の状況のものが使用されているか。	
		日付の必要な書類には日付が記入されているか。	
		必要な記載事項は漏れなく記載されているか。	
		森林審議会に諮問すべき林地開発行為か。	
林 地 開 発 許 可 申 請 書	3号	地番が多い場合は、〇〇番 ほか〇筆とし、別紙に一覧表を添付してあるか。	
		森林の所在場所の表記が土地の登記事項証明書の記載と一致しているか。	
		別紙一覧表の地番は、「林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表」及び「地籍図」の当該地番と一致しているか。	
		所在場所は、「開発行為に係る森林の区域」であって、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の土地に係る全ての筆が計上されているか。	
		面積は、「開発行為に係る森林の区域」の面積であって、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の面積になっているか。	
		関係する他法令の許認可処分及び手続き状況が備考欄に記載されているか。	
林 地 開 発 変 更 許 可 申 請 書	16号	変更前後が対比できるよう、上下二段書きになっているか。	
		面積等の数量に変更がある場合、変化量が記載してあるか。	
		地番が多い場合は、〇〇番 ほか〇筆とし、別紙に一覧表を添付してあるか。	
		森林の所在場所の表記が土地の登記事項証明書の記載と一致しているか。	
		別紙一覧表の地番は、「林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表」及び「地籍図」の当該地番と一致しているか。	
		所在場所は、「開発行為に係る森林の区域」であって、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の土地に係る全ての筆が計上されているか。	
面積は、「開発行為に係る森林の区域」の面積であって、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の面積になっているか。			
関係する他法令の許認可処分及び手続きが備考欄に記載されているか。			

書類名	要項別記様式	熊本県林地開発許可事務要領第4 に基づく審査項目	判定
目次		見出しと一致しているか。	
		編さん順序に従い記載されているか。	
位置図		縮尺は、1/50,000又は1/25,000で、開発行為に係る事業区域を表示（赤枠で囲む）してあるか。	
現況写真		全景を写してあるか（空中写真が望ましい）。	
		事業区域を表示（赤枠で囲む）してあるか。開発行為に係る森林区域を表示してあるか。	
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。	
		撮影年月日を記入してあるか。	
		撮影箇所及び撮影方向位置図が添付されているか。	
事業計画書	4号	開発に係る森林の所在場所は、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の土地に係る全ての筆が計上されているか。	
		開発行為に係る森林面積は、開発区域と地域森林計画図が重なる部分の面積になっているか。	
		森林率及び残置森林率を含む森林の配置等は、審査基準に適合しているか。	
		「開発行為に係る森林から除外すべき森林」は、「開発行為に係る森林」の面積等から除かれ、開発を伴う場合は、関係機関と調整が図られているか。	
		「開発行為をしようとする森林」が公益的機能別森林等に該当するか、関係機関に確認のうえ調整が図られているか。	
		土地の利用計画は、「土地利用計画図」及び「用途別求積図」と合致しているか。	
		必要な項目が全て記載されているか。	
工事工程表	5号	防災施設を先行して設置する計画となっているか。	
一時利用計画概要書	6号	計画は「事業計画」及び「緑化計画図」と合致しているか。	
		原状回復方法には、施設の撤去、跡地埋戻し方法、植栽方法（植栽樹種、樹高、単位面積当たりの本数、客土の厚み等）及び緑化（法面保護等）の方法を明示してあるか。	
		利用後の原状回復方法は、造成森林の審査基準に合致しているか。	
土工量計算書		切土、盛土等を伴う場合、添付されているか。	

書類名	要項別記様式	熊本県林地開発許可事務要領第4 に基づく審査項目	判定
排水施設等 計画一覧	7号	降雨強度は、最新のデータを使用しているか。	
		排水施設番号及び排水施設に係る項目は「排水施設計画平面図」及び「排水施設等計画流量計算書」と合致しているか。	
		安全率は1.2以上となっているか。	
排水施設等計画 流量計算書		放流される施設の水路、河川、池等の状況調査（比流量の調査等）資料が添付されているか。	
洪水調節池等検 討一覧	8号	記載事項が「洪水調節池、余水吐、沈砂池等流出入計算書」と合致しているか。	
洪水調節池、余水 吐、沈砂池等流 出入計算書		放流される施設の水路、河川、池等の状況調査（比流量の調査等）資料が添付されているか。	
		河川管理者との協議が必要な場合は、協議を了したことを証明する資料が添付されているか。	
残置森林等の 管理に関する 誓約書	9号	面積は、「事業計画書」土地利用計画の面積と合致しているか。	
		土地所有者一覧表及び権原等の確認できる書類が添付されているか。	
関係他法令手続 き状況一覧表	10号	当該開発目的の事業の実施に係る他法令等の許認可に必要な手続きを関係機関に確認のうえ記載され、その手続き状況が反映されているか。	
		全ての項目について、該当の有無が記載されているか。	
関係他法令の許 認可等の写し		手続中のものについては、所管行政庁の受付印のある申請書、協議書等の写しが添付されているか。	
		許認可等されたものは、その書面の写しが添付されているか。	
		許認可等された又は予定の範囲が確認できる図面が添付されているか。	
住民説明等実施 概要書の写し	2号	新規の林地開発許可申請の場合、添付されているか。	
利害関係 者等との 協定書の写し		環境保全等に関する利害関係者等との間に開発行為に係る協定等を締結しているか。また、当該協定を締結している場合、添付されているか。	
林地開 発区 域内 土地所有者等 関係権利者一覧表	11号	「開発行為に係る森林の区域」内の土地に係る全ての筆が記載されているか。	
		地番の若い順に綴られているか。	
		土地の登記事項証明書の権利部（甲区）に権利者として設定されている全ての権利（所有権、地上権、抵当権、根抵当権等）の権利者名が記載されているか。	
		地番は、「申請書別紙一覧表」及び「地籍図」の当該地番と一致しているか。	

書類名	要項別記様式	熊本県林地開発許可事務要領第4 に基づく審査項目	判定
土地の登記事項 証明書		申請前3か月以内のものが「林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表」の順に綴ってあるか。	
		「開発行為に係る森林の区域」内の土地に係る全ての筆について添付されているか。	
林地開発区域内 土地所有者等関 係権利者の同 意書	12号	「開発行為に係る森林の区域」内において、申請者以外の権利者（所有権、地上権、抵当権、根抵当権等）が存在するとき、新規許可申請の場合は相当数の筆について、その同意書（原本）と印鑑証明書（原本）が添付されているか。	
		上記同意書がない場合、申請者が権利者と交わした契約書等が添付されているか。	
		変更申請の場合は、「開発行為に係る森林の区域」内における申請者以外の権利が存在する全ての筆について、同意書等が添付されているか。すでに許可された筆については、その写しが添付されているか。	
開発区域周辺居 住者等の同意書	13号	別記1作成基準に規定される林地開発行為である場合に、添付されているか。	
隣接土地の 所有者の同 意書	14号	別記1作成基準に規定される林地開発行為である場合に、添付されているか。	
申請者の信用に 関する書類		個人の場合、住民票（原本）が添付されているか。	
		法人の場合、法人の登記事項証明書（原本）及び定款が添付されているか。	
		団体の場合、代表者氏名、規約、その他団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類が添付されているか。	
資金計画書	15号	収支は一致しているか（収入が支出を上回るか）。	
		防災工事費用を記載しているか。	
		預金残高証明書又は融資証明書等が添付されているか。	
		工事費用の内訳書又は見積書等が添付されているか。	



書類名	要項別記様式	熊本県林地開発許可事務要領 第4に基づく審査項目	判定
区域図		最新の地域森林計画図が使用され、地域森林計画図に関する情報の電子データを基に作成されているか。	
		「事業区域」、「開発行為をしようとする森林区域」、「開発行為に係る森林区域」が色分けして表示されているか。	
		開発行為に係る森林区域は、開発区域と地域森林計画図が重なる部分となっているか。	
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。	
現況図		申請時点の土地の利用が判別できるか。	
		周辺の人家、農地、道路、河川、水路、その他公共施設等が表示されているか。	
		他法令等による土地利用制限の区域がある場合は、その区域及び名称が表示されているか。	
		新規申請の場合は、開発行為に係る事業区域に係る相当の外周区域が包括されているか。	
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。	
土地利用計画図		残置森林、造成森林及び緑地等の位置が色分けして表示されているか。	
		森林率の基準が定められている開発行為については、造成森林と造成緑地の区域を分けて表示されているか。	
		残置森林率の基準が定められている開発行為については、残置森林の林齢が15年生未満の区域をさらに分けて表示されているか。	
		防災施設、道路、建設物等の造成施設、その他土地利用計画の位置が示されているか。	
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。	
用途別図		「事業計画書」の土地の利用計画及び土地利用計画図と合致しているか。	
		「土地利用計画図」における区域ごとの面積の算出根拠が明示されているか。	

書類名	要項別記様式	熊本県林地開発許可事務処理要領 第4に基づく審査項目	判定
地籍図		公図により作成され、「事業区域」、「開発行為をしようとする森林区域」、「開発行為に係る森林区域」が色分けのうえ重ね合わせて表示されているか。	
		「開発行為に係る事業区域」内の地番が全て表示されているか。	
		変更申請の場合、変更箇所が明示してあるか。	
切土盛土計画 平面図		切土及び盛土の区域が色分けして表示されているか。	
計画縦横 断面図		施工前の地盤線、切土、盛土、捨土の法面の形状寸法等が表示されているか。	
		切土、盛土及び捨土の法面勾配等は、別記1審査基準に適合しているか。	
流域現況図		集水区域及び面積、並びにネック地点の位置、河川、水路等の状況が明示してあるか。	
排水施設 計画平面図		「排水施設等計画一覧」及び「排水施設等計画流量計算書」と合致するか。	
		排水施設等（排水路、洪水調節池、沈砂池、えん堤等）の位置、番号、種類、形状、寸法、勾配、延長、水の流下方向、放流口の位置・接続状況及び放流先（河川等）の名称が明示してあるか。	
防災施設 等設計図		排水施設等計画一覧に対応する図面となっているか。	
		擁壁、えん堤、洪水調節池、余水吐、沈砂池等の詳細図が添付されているか。	
		集水、排水、導水路等の施設計画については、流末まで導水のうえ、排水処理される構造であることが判別できるか。	
		放流先河川等の接続状況及び名称を明示してあるか。	
緑化計画図		造成森林部分は、樹種、樹高、単位面積当たりの植栽本数が明示されているか。	
		法面保護の方法が明記されているか。	
その他の 必要と認める 書類		添付が必要と判断される場合に、添付されているか。	

別表 2

## 森林審議会に諮問する林地開発行為の基準

(平成3年9月9日付け森林審議会長から知事あて答申)

森林審議会に諮問する林地開発行為は、森林法第10条の2に該当する行為のうち、次表に該当するものとする。

ただし、次表に該当しない開発行為であっても、①土砂の流出による災害や水害、水資源への影響等、下流域に重大な影響を及ぼす開発行為、②周辺地域の自然環境や生活環境に重大な影響を及ぼすと考えられる開発行為については、森林審議会の意見を聴かなければならない。

開発行為の目的	森林審議会の意見の徴取を要する案件
別荘地の造成	開発行為に係る森林面積が、5ヘクタール以上の開発行為（変更にあつては、拡大開発する森林面積が5ヘクタール以上の開発行為）。
ゴルフ場の造成	開発行為に係る森林面積が、10ヘクタール以上の開発行為（変更にあつては、拡大開発する森林面積が10ヘクタール以上の開発行為）。
宿泊施設 レジャー施設の設置	開発行為に係る森林面積が、5ヘクタール以上の開発行為（変更にあつては、拡大開発する森林面積が5ヘクタール以上の開発行為）。
工場・事業場の設置	開発行為に係る森林面積が、10ヘクタール以上の開発行為（変更にあつては、拡大開発する森林面積が10ヘクタール以上の開発行為）。
住宅団地の造成	開発行為に係る森林面積が、10ヘクタール以上の開発行為（変更にあつては、拡大開発する森林面積が10ヘクタール以上の開発行為）。
土砂等の採掘	開発行為に係る森林面積が、10ヘクタール以上の開発行為（変更にあつては、拡大開発する森林面積が10ヘクタール以上の開発行為）。
その他	開発行為に係る森林面積が、5ヘクタール以上の開発行為（変更にあつては、拡大開発する森林面積が5ヘクタール以上の開発行為）。

別記第1号様式（その1）

第 号  
年 月 日

河川課長又は  
地域振興局土木部関係各課長 様

広域本部又は地域振興局  
林務課長又は森林保全課長 印

開発行為に伴う調節地等の設置について（依頼）

このことについて、（申請者）から、別添「開発行為の概要」のとおり、森林法に基づく開発行為の事前相談がありました。

つきましては、本件の「開発許可申請に伴う調節地設置基準（案）」への適合について依頼します。

所属 担当 (内線 )
-------------------

別記第1号様式（その2）

開発行為の概要

- 1 開発行為者の住所・氏名
- 2 開発予定地の所在地
- 3 開発行為の目的
- 4 開発予定地の面積
  - (1) 開発行為に係る森林区域                   ヘクタール
  - (2) 開発区域   ヘクタール
- 5 添付図面
  - (1) 位置図
  - (2) 土地利用計画図
  - (3) 現況流域図
  - (4) その他

別記第2号様式（その1）

第 号  
年（ 年） 月 日

（申請者）様

熊本県農林水産部長 印  
（熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印）

林地開発（変更）許可申請書に対する補正について（通知）

年（ 年） 月 日付けで提出のあった林地開発(変更)許可申請書について、内容を確認したところ別添「補正箇所一覧表」に示す箇所について補正が必要です。補正した書類等を 年（ 年） 月 日までに3(2)部提出してください。

なお、提出の際は、補正箇所一覧表の申請者回答欄に補正事項への対応内容を記載し、添付してください。

所 属 担 当 連 絡 先
---------------------

関係図書	補正指示内容	申請者回答欄
林地開発(変更)許可申請書		
目次		
位置図		
現況写真		
事業計画書		
工事工程表		
一時利用計画概要書		
土工量計算書		
排水施設等計画一覧		
排水施設等計画流量計算書		
洪水調整池等検討一覧		
洪水調整池、余水吐、沈砂池等流 出入計算書		
残置森林等の管理に関する誓約書		
関係他法令手続き状況一覧表		
関係他法令の許認可等の写し		
住民説明等実施概要書の写し		
利害関係者等との協定書の写し		
林地開発区域内土地所有者等関係 権利者一覧表		
土地の登記事項証明書		
土地所有者等関係権利者の同意書		
開発区域周辺居住者の同意書		
隣接土地所有者の同意書		
申請者の信用に関する書類		
資金計画書		
区域図		
現況図		
土地利用計画図		
用途別求積図		
地籍図		
切土盛土計画平面図		
計画縦横断面図		
流域現況図		
排水施設計画平面図		
防災施設等設計図		
緑化計画図		
その他必要と認める書類		

(※ 補正の必要がない関係図書欄については、削除すること。)

林地開発許可（変更）現地調査表

申請者	住 所		
	氏 名		
開発行為の目的			
開発行為の場所			
開発行為に係る 森 林 の 面 積			
開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 現 況	地 況		
	林 況		
	その他		
周辺地域における住宅、農地、道路、公園その他の施設の状況			
当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況			
周辺地域の自然環境及び生活環境の状況			
調 査 者 職 氏 名			
調 査 年 月 日			



(記入例) 別記第3号様式

## 林地開発許可（変更）現地調査表

申請者	住 所	〇〇市〇〇1234番	
	氏 名	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
開発行為の目的		住宅団地の造成 ( 事業)	
開発行為の場所		〇〇市〇〇字〇〇567番 ほか〇筆	
開発行為に係る 森 林 の 面 積		〇〇. 〇〇〇〇ha	
開発行為を しようとする 森林の現況	地 況	標高100～150m、傾斜35～40度の凹地形、新生代第4紀洪積世輝石安山岩、崩壊地及び湧水なし、地すべりの記録なし	
	林 況	スギ、30年生 保安林及び公益的機能別施業森林等は含まれない	
	その他	特になし	
周辺地域における住宅、 農地、道路、公園その他の 施設の状況		当該地は、集落地から300m程度離れた所に位置し、町道が運搬道路となっている。また、東側に放流先の〇〇川（〇級河川）が流れており、下流1km程度の位置に相当数の住宅、田畑が存在する。	
当該森林の水源かん養機能に 直接依存する地域の水需給の 状況		当該森林に水源を直接依存している地域はない。	
周辺地域の自然環境及び 生活環境の状況		自然公園区域外であり、周辺にはヒノキの人工林が存在している。また、運搬道路として町道を使用する計画である。	
調査者職氏名		技師 〇〇 〇〇	
調査年月日		〇〇年〇月〇日	



第 号  
年（ 年） 月 日

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様

市町村長

林地開発許可（変更）申請に係る意見について（回答）  
年 月 日付け 第 号で照会のありましたこのこと  
について、下記のとおり回答します。

記

開発行為の場所		申請者 住所氏名	
開発の目的			
1. 当該申請に係る事業と市町村土地利用計画及び事業計画等との関連			
2. 当該申請に係る事業と周辺地域における住民の生活及び産業活動との関係			
3. 当該申請に係る事業の市町村行政（雇用、福祉、産業振興等）上の必要性又は効果			
4. 当該申請に係る事業が、国土の保全、水資源の確保及び環境保全に及ぼす支障の有無			
5. 当該開発行為を許可する場合に付すべき条件とする事項及びその理由			
6. 河川管理者としての意見（該当する場合のみ）			
※洪水調整池等の防災施設からの排水先が市町村管理河川の場合には、排水することに関して河川管理者としての意見も記載してください。			
7. その他参考となる事項			
8. 総合意見			

所属 担当 連絡先
-----------------

別記第5号様式（その1）

第 号  
年（ 年） 月 日

（申請者） 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長

林地開発（変更）許可申請に対する市町村長意見について（通知）

年（ 年） 月 日付けで提出のありました林地開発（変更）許可申請書に対して、（市町村名）から別添のとおり意見が出されております。

つきましては、（市町村名）担当部局にお問い合わせのうえ、意見への対応方針について 年 月 日までに別紙により報告してください。

所 属 担 当 連 絡 先
---------------------

別記第5号様式（その2）

年 月 日

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様

(申請者)  
住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号をもって通知のありました（市町村長）意見  
について、下記のとおり報告します。

記

番号	市町村長意見	担当部課	問合せ日	対応方針
1			年月日	
2				

林地開発許可（変更）審査調書（1/3）

申請者	住所					
	氏名					
開発行為の目的						
開発行為に係る森林の所在場所						
区域面積	開発行為に係る事業区域面積			ha		
	開発行為をしようとする森林面積			ha		
	開発行為に係る森林の面積			ha		
開発行為をしようとする森林の用途別内訳	土地利用計画				面積	
	造成森林等	造成森林	ha			
		造成緑地	ha			
	その他開発行為				ha	
	残置森林	15年生超え	ha			
		15年生未満	ha			
	その他森林				ha	
合 計				ha		
森林率	%		残置森林率	%		
事業計画の概要	工事期間	着工	年 月 日		完了	年 月 日
		種類	金額		種類	金額
	所要経費 (千円)	工事費	調達資金 (千円)		自己資金	
		用地費			借入金	
		その他			その他	
		計			計	
その他参考事項 (他法令との関連、土地使用する権利等)						
開発行為をしようとする森林の現況	地 況					
	林 況					
	その他					

<p>周辺地域における住宅、農地、道路、公園その他の施設の状況とそれに対して見込まれる影響</p>	
<p>当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況とそれに対して見込まれる影響</p>	
<p>周辺地域の自然環境及び生活環境の状況とそれに対して見込まれる影響</p>	
<p>開発行為に対する関係者の意見（市町村、地元住民など）</p>	
<p>そ の 他</p>	
<p>調 査 年 月 日</p>	
<p>調 査 者 職 氏 名</p>	
<p>立会者</p>	<p>職氏名(行政関係)</p>

事 項		許 可 基 準	審 査 結 果	判 定		
I 一 般 的 事 項	計画内容の具体性	具体性があること				
	開発行為に係る森林の土地の権利関係	相当数の同意が得られていること				
	信用	開発を行う為に必要な信用				
	資力	開発を行う為に必要な資力				
	開発行為の規模	必要最小限度であること				
	全体計画との関連	全体計画との関連が明らかなこと				
	一時利用後における原状回復措置	適正であること				
	周辺地域の森林施業に対する配慮	支障を及ぼすおそれのないこと				
	住民の生活及び産業活動への配慮	悪影響を及ぼすおそれがないこと				
残置森林の管理	善良な管理が明らかであること					
II 災 害 の 防 止	立木の部分伐採	必要最小限				
	土砂の移動	必要最小限				
	切土、盛土、捨	工法	切土は階段状に行うこと			
	土を行う場合		盛土は締固を十分に行うこと 柵工等の設置			
			切土	現地に適合した安全な勾配 10～20m毎に小段を設置 滑り易い地盤の場合は杭打ち等		
			盛土	勾配35度以下 原則、5m毎に小段を設置 必要に応じ排水施設を設置 すべり、沈下が無いような措置		
			捨土	土捨場の位置が適切であること 勾配、小段が適切であること		
	えん堤等の設置	容量	1haあたり200～400m <sup>3</sup> 以下を標準			
		位置	土砂流出地点に近接した位置			
		構造	治山技術基準による			
	排水施設の設置	断面の決定	計画流量の排水が可能であること			
		流速の計算	原則としてマニング式によること			
		構造	堅固で耐久性を有する構造であるか 管理ができるものであること 洗掘防止の措置 流末処理が行われていること			
	擁壁等の設置		切土勾配が30度以上、高さ2m以上 盛土勾配が30度以上、高さ1m以上 土圧等に対し安定であること			
	法面の保護		植生による保護 排水施設の設置			
落石の防止		落石防護柵の設置が行われている				
III 水 害 の 防 止	洪水調整池の設置	調整容量	30年確率の雨量強度で計算 必要な堆砂量が見込まれているか			
		余水吐の構造	100年確率の1.2倍で算出			
		洪水調整の方法	自然放流式であるか			
		河川管理者	河川管理者の同意を得ているか			
IV 水 確 保	水量の確保	貯水池導水路の設置	管理者の同意を得ているか 水利用に支障はないか			
	水質悪化の防止		沈砂池の設置等が行われているか			
V 環 境 の 保 全	森林率		%以上			
	残置森林の割合		%以上			
	残置森林の位置		周辺部に設置される			
	残置森林の幅		おおむね30m			
	造成森林の内容		樹高1m以上の高木性樹木を植栽			
総 合 判 定						

(○：適又は有 ×：不適又は無 /：該当なし又は必要なし)



熊本県指令 第 号  
(住所)  
(氏名)

年 月 日付けで(変更)許可申請のあった林地開発行為については、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項及び第4項の規定に基づき次の条件を付して許可します。

年 月 日

熊本県知事 印

1 許可の内容

- (1) 開発行為に係る森林の所在場所及び土地の面積
- (2) 開発行為の目的
- (3) 開発行為の内容
- (4) 開発行為の完了予定年月日

2 許可条件

次に掲げる条件に従って開発行為を行わない場合は、開発行為期間内であっても、開発許可を取り消すことがあります。

- (1) 開発行為は、(変更)許可申請書及び添付図書等の内容に従って行うこと。
- (2) 工事実施に当たっては、熊本県林地開発許可制度実施要項の林地開発許可施工管理基準に基づき適切な施工管理を行うこと。
- (3) 防災施設のうち、下流域への災害防止機能を有する施設(注:洪水調節池、沈砂池、えん堤など開発行為の内容に応じて具体的に記載)の設置を先行すること。並びに、洪水調節池及び沈砂池の沈殿物の除去など排水施設等の管理は、十分に行うこと。また、切土、盛土及び捨土が崩壊し、区域外に流出しないよう防災措置を講じること。
- (4) 前号の施設に係る立木伐採が完了したとき及び工事が完了したときには、それぞれ遅滞なく知事に届け出ること。また、県の職員が施工結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (5) 第3号の施設の設置確認を受けなければ、本体工事に着手できないものとし、造成工事が完了したときには、工作物及び施設等の設置前に、県の職員による確認を受けること。

併せて、暗渠排水施設の設置に当たっては、造成前に施工状況及び完了の写真を県の職員に提出すること。

また、県の職員が施工結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。

- (6) 県の職員が開発行為の施行状況報告に対する履行状況調査及びその他必要に応じて開発行為の調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (7) 開発行為を完了したときは、遅滞なく知事に届け出ること。また、県の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。

- (8) 開発行為を中止し、又は廃止するときは遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講じるとともに、県の職員が実施結果について確認を行う場合には、これを拒否しないこと。また、開発行為を再開する場合についても遅滞なく知事に届け出ること。
- (9) 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ知事に届け出ること。また開発行為者の氏名等の変更及び開発行為に係る地位の承継を行う場合にも遅滞なく届け出ること。
- (10) 開発行為の計画を変更するときは、あらかじめ変更許可申請等を行うこと。
- (11) 開発行為中に災害が発生し、かつ周辺地域に影響を及ぼす場合には、直ちに必要な応急措置を講じ、安全を確保すること。また、速やかに知事に届け出たうえで、地域住民等に状況を説明すること。
- (12) 緑化は、緑化計画に基づき確実に実施すること。
- (13) 事業区域内の森林については、必要かつ適切な施業を実施し、機能の維持増進に努めること。
- (14) 開発行為地には、熊本県林地開発許可制度実施要項に定められた林地開発行為標示板を掲示すること。  
〔 必要に応じて、条件を追加する。 〕

### 3 その他

- (1) 開発行為地内に関係者以外の立入りができないよう必要な措置を講じる等、安全対策を徹底すること。
- (2) 工事車両等、開発行為に係る車両の通行に伴う粉じんの発生を抑えるため、散水等の措置を講じるとともに、道路を汚損した場合は直ちに清掃し、事故防止措置を講じるとともに、道路管理者に連絡すること。
- (3) 熊本県林地開発許可制度実施要項第16条第1項第1号から第3号までの規定に該当する計画の変更がある場合には、当該変更開発行為着手日の80日前（ただし、熊本県の休日定める条例（平成4年熊本県条例第56号）第1条第1項に規定する休日を除く）までに林地開発変更許可申請書を必ず提出すること。

#### 教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、審査請求に代わり、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。
- 2 この処分について不服があるとき（不服の理由が前項ただし書に規定するものである場合を除く。）は、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴状において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、不服の理由が前項ただし書に規定するものであって公害等調整委員会に対して裁定の申請を行ったときは、この処分について不服があったとしても、処分についての取消しの訴えを提起することはできません。

熊本県指令 第 号  
(住所)  
(氏名)

年 月 日付けで(変更)許可申請のあった林地開発行為については、  
下記理由により森林法(昭和26年法律249号)第10条の2第2項に抵触するも  
のであるので不許可とします。

年 月 日

熊本県知事 印

- 1 開発行為に係る森林の所在場所及び土地の面積
- 2 開発行為の目的
- 3 不許可の理由
  - (1)
  - (2)
  - ・
  - ・
  - ・

#### 教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日  
から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。  
ただし、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するもので  
あるときは、審査請求に代わり、公害等調整委員会に対して裁定の申請をするこ  
とができます。
- 2 この処分について不服があるとき(不服の理由が前項ただし書に規定するもの  
である場合を除く。)は、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合  
は、当該審査請求に対する裁定があったことを知った日)の翌日から起算して6  
か月以内に、熊本県を被告として(訴状において熊本県を代表する者は熊本県知  
事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、不服の理由が前項ただし書に規定するものであって公害等調整委員会に  
対して裁定の申請を行ったときは、この処分について不服があったとしても、処  
分についての取消しの訴えを提起することはできません。

別記第9号様式（その1）

第 号  
年 月 日

（関係市町村長） 様

熊本県農林水産部長 印

林地開発行為の（変更）許可について（通知）

年 月 日付け 第 号で意見のありましたこのことについては、別添（写し）のとおり（変更）許可されたのでお知らせします。

所 属 担 当 連絡先
-------------------

別記第9号様式（その2）

第 号  
年（ 年） 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

林地開発行為の（変更）許可について（通知）

年（ 年） 月 日付け 第 号で進達された林地開発行為については、別添（写し）のとおり（変更）許可されたのでお知らせします。

つきましては、当該林地開発行為については、適切な指導監督をお願いします。  
なお、開発行為者及び（関係市町村長）には、別途通知しましたので申し添えます。

所 属 担 当 連絡先
-------------------

第 号  
年（ 年） 月 日

（関係市町村長） 様

熊本県農林水産部長 印

林地開発行為の不許可処分について（通知）

年（ 年） 月 日付け 第 号で意見のありましたこのことについては、下記理由により不許可処分としましたのでお知らせします。

記

- 1 開発行為に係る森林の所在場所及び土地の面積
- 2 開発行為の目的
- 3 不許可の理由
  - (1)
  - (2)
  - ・
  - ・

所 属 担 当 連絡先
-------------------

第 号  
年 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

林地開発行為の不許可処分について（通知）

年（ 年） 月 日付け 第 号で進達された林地開発行為については、下記理由により不許可処分としましたのでお知らせします。

なお、開発行為者及び（関係市町村長）については、別途通知しましたので申し添えます。

記

- 1 開発行為に係る森林の所在場所及び土地の面積
- 2 開発行為の目的
- 3 不許可の理由
  - (1)
  - (2)
  - ・
  - ・

所 属 担 当 連絡先
-------------------

第 号  
年 ( 年) 月 日

(開発行為者) 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

是 正 措 置 指 示 書

年 ( 年) 月 日付で提出のありました林地開発行為 届出書について、内容を確認したところ、下記の内容について是正の必要がありますので、速やかに措置するよう指示します。

記

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
是 正 措 置 の 内 容	
備 考	

所 属  
担 当  
連 絡 先



別記第12号様式

第 号  
年 ( 年) 月 日

(開発行為者) 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

林地開発行為中止（廃止）届出書の受理について（通知）

年 ( 年) 月 日付けで提出のありました林地開発行為中止（廃止）届出書については、受理しましたのでお知らせします。

所 属 担 当 連絡先
-------------------

農林水産部長 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

林地開発行為 届出書について (報告)

下記の林地開発行為について、 から、別添のとおり林地開発行為 届出書が提出されましたので、報告します。

記

開発行為者	住所	
	氏名	
許可年月日及び許可番号		
開発行為に係る森林の所在場所		
開発行為に係る森林の土地の面積		ヘクタール
開発行為の目的		
備考		

添付資料

- 1 林地開発行為 届出書及び添付書類の写し
- 2 是正措置を指示した場合は、是正措置指示書の写し

所属  
担当  
連絡先



## 履行状況調査表

(1/2)

整理 番号	開 発 行為者	住所		
		氏名		
開発行為の目的				
開発行為の場所				
完了予定年月日				
面積 (ha)	開発行為に係る事業区域			
	開発行為をしようとする森林			
	開発行為に係る森林			
調 査 項 目		調 査 内 容	調 査 結 果	指 導 事 項
進 捗 の 状 況	着 手 状 況	着手されているか		
	実 施 状 況	中断していないか		
	開発行為の完了	年度内完了の見込		
計 画 の 変 更	開発行為の目的	目的を変更する予定の有無		
	開発行為に係る 森 林 面 積	面積を変更する予定の有無		
	重要な防災施設	廃止又は構造及び位置の変更する予定の有無		
	地 位 承 継	相続、合併、譲渡等により地位を承継する予定の有無		
	代表者等の変更	氏名(名称、代表者)又は住所を変更する予定の有無		
	完了予定年月日	延長予定の有無		
	そ の 他			

(2/2)

調査項目		調査内容	調査結果	指導事項
災害の防止	切土	計画どおり施行されているか		
	盛土	計画どおり施行されているか		
	捨土	計画どおり施行されているか		
	擁壁	計画どおり施行されているか		
		適切に維持管理されているか		
	法面	計画どおり施行されているか		
	えん堤等	計画どおり施行されているか		
		適切に維持管理されているか		
	排水施設	計画どおり施行されているか		
		適切に維持管理されているか		
沈砂池	計画どおり施行されているか			
	適切に維持管理されているか			
落石防止施設	計画どおり施行されているか			
水害の防止	洪水調節池の設置	計画どおり施行されているか		
		適切に維持管理されているか		
水の確保	水質悪化の防止	適切に維持管理されているか		
環境の保全	造成森林	計画どおり施行されているか		
	法面緑化	計画どおり施行されているか		
	残置森林	適切に配置及び管理されているか		
標識の状況		既許可の内容と合致しているか		
総合所見 (特記事項)				
調査年月日				
調査者職氏名				

第 号  
年（ 年） 月 日

（開発行為者）様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

林地開発行為段階確認結果通知書

年（ 年） 月 日付けで林地開発行為段階確認届出書の提出がありました開発行為について、段階確認の結果をお知らせします。

記

- 1 段階確認実施年月日
- 2 段階確認対象（開発行為に係る森林）
  - (1) 所在場所 ○○市町村○○番地ほか○筆
  - (2) 面積 ヘクタール
  - (3) 段階確認内容
- 3 開発行為の目的
- 4 段階確認年月日
- 5 確認結果 適正・不適正
- 6 特記事項

所属 担当 連絡先
-----------------

第 号  
年（ 年） 月 日

（開発行為者）様

熊本県農林水産部長 印  
（熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印）

林地開発行為の完了（部分完了）確認結果通知書

年（ 年） 月 日付けで林地開発行為完了（部分完了）届出書の提出がありました開発行為について、完了（部分完了）確認の結果をお知らせします。

記

- 1 確認実施年月日
- 2 確認対象（開発行為に係る森林）
  - (1) 所在場所 ○○市町村○○番地ほか○筆
  - (2) 面積 ヘクタール
- 3 開発行為の目的
- 4 完了（部分完了）年月日
- 5 確認結果 適正・不適正
- 6 特記事項

所属 担当 連絡先
-----------------

第 号  
年 月 日

（関係市町村長） 様

熊本県農林水産部長 印  
（熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印）

林地開発行為の完了（部分完了）について（通知）

下記の林地開発行為について、完了（部分完了）を確認しましたので通知します。

記

開発行為者	住所	
	氏名	
許可年月日及び番号		
開発行為に係る森林の所在場所		
開発行為に係る森林の土地の面積		
開発行為の目的		
完了（部分完了）確認年月日		年 月 日

所属  
担当  
連絡先



林地開発行為協議審査調書 (1/3)

協議者	住 所			
	氏 名			
開発行為の目的				
開発行為に係る森林の所在場所				
区 域 面 積	開発行為に係る事業区域面積		ha	
	開発行為をしようとする森林面積		ha	
	開発行為に係る森林の面積		ha	
開発行為をしようとする森林面積の用途別内訳	土地利用計画		面積	
	造成森林等	造成森林	ha	ha
		造成緑地	ha	
	その他開発行為		ha	
	残置森林	15年生超え	ha	ha
		15年生未満	ha	
	その他森林		ha	
	合 計		ha	
森林率	%	残置森林率	%	
工事期間	着工	年月日	完了	年月日
その他参考事項				
開発行為をしようとする森林の現況	地 況			
	林 況			
	その他			

<p>周辺地域における住宅、農地、道路、公園その他の施設の状況とそれに対して見込まれる影響</p>	
<p>当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況とそれに対して見込まれる影響</p>	
<p>周辺地域の自然環境及び生活環境の状況とそれに対して見込まれる影響</p>	
<p>そ の 他</p>	
<p>調 査 年 月 日</p>	
<p>調 査 者 職 氏 名</p>	
<p>立会者</p>	<p>職氏名</p>

事 項		審査基準	審査結果	判定	
I 一般的事項	計画内容の具体性	具体性があること			
	開発行為の規模	必要最小限度であること			
	全体計画との関連	全体計画との関連が明らかなこと			
	一時利用後における原状回復措置	適正であること			
	周辺地域の森林施業に対する配慮	支障を及ぼすおそれがないこと			
	住民の生活及び産業活動への配慮	悪影響を及ぼすおそれがないこと			
II 災害の防止	立木の部分伐採	必要最小限			
	土砂の移動	必要最小限			
	切土、盛土、捨土を行う場合	工法	切土は階段状に行うこと		
			盛土は締固を十分に行うこと		
			柵工等の設置		
		切土	現地に適合した安全な勾配		
			10～20m毎に小段を設置		
			滑り易い地盤の場合は杭打ち等		
		盛土	勾配 35 度以下		
			原則、5 m毎に小段を設置		
			必要に応じ排水施設を設置		
		捨土	すべり、沈下が無いような措置		
			土捨場の位置が適切であること		
		えん堤等の設置	容量	1ha あたり 200～400m <sup>3</sup> 以下を標準	
	位置		土砂流出地点に近接した位置		
	構造		治山技術基準による		
	排水施設の設置	断面の決定	計画流量の排水が可能であること		
		流速の計算	原則としてマニング式によること		
構造		堅固で耐久性を有する構造であるか			
		管理ができるものであること			
		洗掘防止の措置			
		流末処理が行われていること			
擁壁等の設置	切土勾配が30度以上、高さ2m以上				
	盛土勾配が30度以上、高さ1m以上				
	土圧等に対し安定であること				
法面の保護	植生による保護				
	排水施設の設置				
落石の防止	落石防護柵の設置が行われている				
III 水害の防止	洪水調整池の設置	調整容量	30年確率の雨量強度で計算		
			必要な堆砂量が見込まれているか		
		余水吐の構造	100年確率の1.2倍で算出		
		洪水調整の方法	自然放流式であるか		
	河川管理者	河川管理者の同意を得ているか			
IV 水の確保	水量の確保	貯水池導水路の設置	管理者の同意を得ているか		
			水利用に支障はないか		
	水質悪化の防止		沈砂池の設置等が行われているか		
V 環境の保全	森林率	%以上			
	残置森林の割合	%以上			
	残置森林の位置	周辺部に設置される			
	残置森林の幅	おおむね30m			
	造成森林の内容	樹高1m以上の高木性樹木を植栽			
総 合 判 定					
了承するにあたり付する必要があると認められる条件（必須条件以外）					

(○：適又は有 ×：不適又は無 /：該当なし又は必要なし)

第 号  
年 ( 年) 月 日

(地方公共団体等) 様

熊本県知事 印

林地開発行為協議結果通知書

年 ( 年) 月 日付で協議された林地開発行為については、  
下記のとおり連絡調整を了したのでお知らせします。

記

1 協議の内容

- (1) 開発行為に係る森林の所在地及び土地の面積
- (2) 開発行為の目的
- (3) 開発行為の完了予定年月日

2 留意事項

- (1) 開発行為は、林地開発行為協議書及び添付図書等の内容に基づき行うこと。
- (2) 開発行為に着手したときは、速やかに知事に着手報告書を提出すること。
- (3) 開発行為を完了したときは、速やかに知事に完了報告書を提出すること。
- (4) 開発行為の計画を変更するときは、あらかじめ林地開発計画変更届出書を提出すること。
- (5) 緑化は、緑化計画に基づき確実に実施すること。

第 号  
年 ( 年) 月 日

農林水産部長 様

広域本部又は地域振興局長

林地開発行為の連絡調整について (報告)

このことについて、別添のとおり 年 ( 年) 月 日付けで (地方公共団体等) から林地開発行為に係る協議 (計画変更届出) があり、連絡調整を了したので報告します。

記

協議を了した 年月日及び番号	
開発行為に係る 森林の所在地	
開 発 の 目 的	
開発行為に係る 森林の面積	
備考	

添付書類

- 1 林地開発行為協議書 (又は林地開発計画変更届) 及び添付図書の写し
- 2 審査を要する場合、林地開発行為協議審査調書
- 3 林地開発行為協議結果通知書 (又は変更を了承した文書) の写し

所 属  
担 当  
連絡先

第 号  
年 ( 年) 月 日

農林水産部長 様

広域本部又は地域振興局長

連絡調整に係る林地開発行為の完了について (報告)

このことについて、別添のとおり 年 ( 年) 月 日付で (地方公共団体等) から連絡調整に係る林地開発行為完了報告書の提出がありましたので下記のとおり報告します。

記

協議完了年月日及び番号	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の目的	
完了年月日	年 月 日

所属  
担当  
連絡先

## 林地開発関係事故・災害発生報告書

日時

所属名

作成者職氏名

調査方法	電話聞き取り 市町村から	現地調査 開発行為者から
発生場所	開発地内	開発地外
発生日時		
許可年月日及び許可番号	年 月 日付け熊本県指令 第 号	
許可期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
開発行為者住所氏名		
開発行為の経過		
事故・災害の種類		
死傷者の有無	有	無
死傷者の氏名		
概要		
振興局の対応策		
市町村の対応策		

年 月 日

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様

開発行為者

住 所

氏 名

災 害 復 旧 工 事 完 了 届

年（ 年） 月 日付で提出した復旧計画書に基づき、次のとおり  
工事を完了したので届けます。

1 復旧工事完了年月日

年（ 年） 月 日

2 復旧工事に係る森林の所在場所

3 復旧工事の内容

4 工事施工者（住所・氏名）



別記第24号様式

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

林地開発行為の中止について（通知）

あなたが下記の場所で行っている林地開発行為については、森林法第10条の2第1項（又は第4項）に違反していますので、直ちに行為を中止してください。

記

林地開発行為地の場所（開発行為に係る森林の所在場所）

別記第25号様式

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

熊本県農林水産部長 印  
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印)

林地開発行為地の復旧について (通知)

あなたが下記の場所で行っている林地開発行為については、森林法第10条の2第1項 (又は第4項) に違反していますので、速やかに林地開発行為地の復旧を図るよう措置してください。

については、 年 ( 年) 月 日までに復旧計画書を別記第26号様式により提出してください。

記

林地開発行為地の場所 (開発行為に係る森林の所在場所)

## 復 旧 計 画 書

年（        年） 月    日

熊本県農林水産部長 様  
（熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印）

住 所

氏 名

連絡先（                    ）

年（        年） 月    日付け 第        号で指示のあった復旧計画書について、下記のとおり復旧工事の計画を作成したので提出します。

### 記

- 1 復旧工事の実施場所
  - 2 復旧工事の内容
  - 3 復旧工事着手及び完了年月日  
    着手年月日        年（        年） 月    日  
    完了年月日        年（        年） 月    日
  - 4 復旧工事实施後の維持管理
  - 5 添付書類
    - (1) 現況写真
    - (2) 復旧計画図書（位置図、実測図又は実測見取図、復旧計画図、防災施設計画図、緑化計画図    など）
    - (3) てん末書
- (注) 提出部数は正副2通とする。

別記第26号様式（その2）

（記入例）

年（       年） 月   日

熊本県農林水産部長 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様

住 所

氏 名

連絡先（            ）

復旧工事完了後の維持管理方法について

復旧工事完了後における維持管理については、次のとおり確約します。

記

1 沈砂池等及び水路の維持管理

沈砂池等については、安全施設として防護柵を設置するとともに、定期的に巡回し、堆砂状況を確認のうえ、必要に応じてしゅんせつを行います。また、水路についても、巡回点検を行い通水に支障のないよう努めます。

2 法面の保護

切土、盛土等の法面の崩落、流出箇所については、排土を行うとともに、種子吹付等の活着不良箇所については、再度、種子吹付等を実施します。

3 植栽木の維持管理

植栽木については、植栽後1年以内に枯損した場合には、補植を行います。

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

熊本県農林水産部長 印  
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印)

復旧工事の実施について (通知)

年 ( 年) 月 日付けで提出のあった復旧計画書に基づき、下記事項に留意のうえ、速やかに復旧工事を実施してください。

記

- 1 復旧工事に着手したときは、復旧工事着手届を農林水産部長 (又は 広域本部長、もしくは 地域振興局長) に提出すること。
- 2 復旧工事の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ農林水産部長 (又は 広域本部長、もしくは 地域振興局長) と協議すること。
- 3 復旧工事が完了したときは、復旧工事完了届を提出すること。

年（        年） 月    日

熊本県農林水産部長 様  
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様)

住 所  
氏 名

### 復旧工事着手届

年（        年） 月    日付けで提出した復旧計画書に基づき、次のとおり復旧工事に着手したので届けます。

記

- 1 復旧工事着手年月日  
    年（        年） 月    日
- 2 復旧工事に係る森林の所在場所
- 3 工事完了予定年月日  
    年（        年） 月    日
- 4 工事施工者（住所・氏名）

## 変更復旧計画書

年（           年） 月   日

熊本県農林水産部長 様  
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様)

住 所  
氏 名  
連絡先（           ）

年（           年） 月   日付けで提出した復旧計画書について、下記のとおり復旧工事の計画を変更したので提出します。

記

1 復旧工事の実施場所

2 変更復旧工事の内容

3 変更復旧工事着手及び完了年月日

着手年月日           年（           年） 月   日

完了年月日           年（           年） 月   日

4 添付書類

(1) 変更復旧計画図書（位置図、実測図又は実測見取図、復旧計画図、防災施設計画図、緑化計画図など）

(2) その他

(注) 提出部数は正副2通とする。

別記第30号様式

年（       年） 月   日

熊本県農林水産部長 様  
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様)

住 所  
氏 名  
連絡先（       ）

### 復旧工事完了届

年（       年） 月   日付けで提出した復旧計画書に基づき、次のとおり工事を完了したので届けます。

記

- 1 復旧工事完了年月日  
年（       年） 月   日
- 2 復旧工事に係る森林の所在場所
- 3 復旧工事の内容
- 4 工事施工者（住所・氏名）



別記第3 1号様式

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

熊本県農林水産部長 印  
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印)

復旧工事の完了確認について (通知)

年 ( 年) 月 日付けで復旧工事完了の届けのあったこのことについては、完了を確認したので通知します。

別記第32号様式

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

熊本県農林水産部長 印  
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印)

復旧工事の是正措置について (通知)

年 ( 年) 月 日に復旧工事の完了確認調査を実施したところ、下記の事項については是正の必要があるので、速やかに是正措置を講じてください。

記

復旧工事の是正措置事項

## 復旧工事是正措置完了報告書

年（      年） 月      日

熊本県農林水産部長              様  
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長      様)

住 所  
氏 名  
連絡先（              ）

年（      年） 月      日付け      第      号で指示のあった復旧工事の是正措置については、下記のとおり完了したので報告します。

### 記

#### 1 復旧工事の是正措置事項及び是正内容

是 正 措 置 事 項	是 正 内 容

#### 2 添付書類

- (1) 是正措置状況写真
- (2) その他

農林水産部長 様

広域本部長又は地域振興局長

林地開発行為の違反事案について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 林地開発行為地の場所（開発行為に係る森林の所在場所）
  
- 2 違反行為者の住所、氏名及び連絡先
  - ・住所：
  - ・氏名：
  - ・連絡先：
- 3 添付書類
  - (1) 林地開発行為実態調査書
  - (2) これまでの経緯についてのメモ
  - (3) その他参考資料

別記第35号様式

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

熊本県農林水産部長 印

林地開発行為の中止について（勧告）

あなたが下記の場所で行っている林地開発行為については、森林法第10条の2第1項（又は第4項）に違反していますので、直ちに行為を中止するよう勧告します。

記

林地開発行為地の場所（開発行為に係る森林の所在場所）

熊本県達第 号

住所  
氏名

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3の規定により、下記により林地開発行為の中止を命じます。

年（ 年） 月 日

熊本県知事 印

記

- 1 命令に係る土地の所在
- 2 命令の内容  
森林における開発行為の中止
- 3 理由

教 示

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

（注）この異議申立書は、1通提出してください。

別記第37号様式

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

熊本県農林水産部長 印

林地開発行為地の復旧について（勧告）

あなたが下記の場所で行っている林地開発行為については、森林法第10条の2第1項（又は第4項）に違反していますので、速やかに林地開発行為地の復旧を図るよう勧告します。

については、 年（ 年） 月 日までに復旧計画書を別記第26号様式により提出してください。

記

林地開発行為地の場所（開発行為に係る森林の所在場所）

住所  
氏名

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の3の規定により、林地開発行為に対する復旧に必要な下記の工事の施行を命じます。

(なお、年( 年) 月 日付け熊本県達第 号で命じた中止命令については、復旧命令に係るものに限りこれを解除します。)

年( 年) 月 日

熊本県知事 印

記

1 命令に係る土地の所在場所

上記土地において別に送付する位置図に示す位置

2 施行を命じる工事

- (1) 植栽工                   ヘクタール
- (2) 種子吹付工    図面に示す区域
- (3) 筋工                   メートル
- (4) 排水路               メートル
- (5) 洪水調節池       基
- (6) 沈砂池               基

上記工事を別紙に送付する工事仕様書及び図面に従って施行すること。

3 履行期限

- (1) 植栽工           年( 年) 月 日
- (2) 種子吹付工       年( 年) 月 日
- (3) 筋工             年( 年) 月 日
- (4) 排水路           年( 年) 月 日
- (5) 洪水調節池       年( 年) 月 日
- (6) 沈砂池           年( 年) 月 日

4 工事が完了したときは、熊本県知事に報告して検査を受けること。

5 施行を命じる理由

森林法第10条の2第1項及び第4項の規定に違反しており、森林の有する公益的機能を維持するうえで支障があるため。

6 その他



命令に係る工事を施行するに当たっては、あらかじめ着手届を、また施行完了した場合にあっては完了届を提出すること。

教 示

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

(注) この異議申立書は、1通提出してください。

別記第38号様式(その2)

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

熊本県知事 印

復旧命令に係る工事を施工するに当たっての書類の送付について  
年 ( 年) 月 日付け熊本県達第 号で命じた復旧工事の  
施行に当たっては、下記のとおり書類を送付しますので、当該書類に従って施行して  
ください。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 工事仕様書 | 部 |
| 2 | 平面図   | 枚 |
| 3 | 構造図等  | 枚 |

(記入例)

## 工事仕様書

### 第1 適用

年(            年) 月        日付け熊本県達第            号で命じた熊本県地区の復旧工事の施工に当たっては、添付した図面によるほか、この工事仕様書によって施行するものとする。

### 第2 植栽工

- 1 植栽樹種は、クヌギ、ヤシヤブシとする。
- 2 植栽本数は、1ヘクタール当たり2,000本を植栽する。
- 3 苗木の輸送に当たっては、苗木の損傷、乾燥、むれ等により枯損あるいは活着を低下することのないよう十分注意しなければならない。
- 4 植穴は、径深をそれぞれ30cm程度(ヤシヤブシにあつては20cm)に掘り耕し、石礫及び根株等の有害物を除去するとともに、耕土乾燥を防止しなければならない。
- 5 植え付けは、やや深めに根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木をゆり動かしながら手で細土を植穴に満たし、苗木を少し引き上げ加減に周囲を踏み固めるものとする。
- 6 植付けは、深植浅植にならないようにし、また、苗木の周囲を踏み固めた跡が凹みにならないようにいくぶん高めに行うものとする。
- 7 植付け方式は、正方形植栽を標準とし、正方形の頂点を植付け位置として植付け間隔は1.8m程度とする。
- 8 復旧命令に係る区域で既に植栽工事を行っている区域については、当該工事の適正を判断の上、指示するものとする。

### 第3 筋工

- 1 筋工の施工順序は、上方より下方に向かって行うものとする。
- 2 斜面整地は、上方より下方に向かって順次凸凹なく均し、斜面の浮き土砂、根株、転石、その他の障害物を除去しなければならない。

### 第4 水路工

- 1 水路工は、地山を掘削して施行するものとする。
- 2 水路の勾配は5パーセント以上とし、添付した図に示す断面を確保するものとする。

### 第5 種子吹付工

- 1 種子吹付工は、種子、肥料、粘着材及び養生材を用いる普通吹付工とする。
- 2 吹付工の種子については、草本とし、ヨモギ、カヤなど在来草本を主として使用するものとする。
- 3 播種量は、植生の発生期待本数によって決定するものとし、1㎡当たり6,0

00本を標準とする。

なお、復旧命令に係る区域内で植生の回復している区域については、これを配慮して播種量を決定して差し支えないものとする。

#### 第6 整地

- 1 整地に当たっては、水路工、沈砂池へすみやかに流入するよう配慮して、不安定土砂を整地し十分締め固めて行うものとする。

#### 第7 洪水調節池

洪水調節池に係る構造物については、別添構造図にとおりに施工すること。なお、施工に当たっての生コンクリートは鉄筋コンクリートにあつては、呼び強度210 kg/cm<sup>2</sup>、粗骨材最大寸法20mm、スランプ8cmを、無筋コンクリートにあつては、呼び強度180 kg/cm<sup>2</sup>、粗骨材最大寸法40mm、スランプ8cmを使用するものとする。

#### 第8 沈砂池

別添図面に示す構造図のとおり施行するものとし、施工に当たっては、地山を掘削して行うものとする。

#### 第9 工事施工上の一般事項

- 1 工事施工に当たっての質問、協議は、熊本県農林水産部森林保全課に行うものとする。
- 2 工事の施工に当たっては、常に工事の安全に留意して行わなければならない。
- 3 豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備を行うとともに、下流域等に支障を及ぼしてはならない。

#### 第10 報告、届出の様式

- 1 命令に係る復旧工事に施工するに当たっては、あらかじめ別記第38号様式（その2）のうち、①号様式で着手届を、また施工完了した場合にあつては、②号様式で完了届を提出するものとする。
- 2 工種毎の工事が完了したときは、その都度、③号様式で報告するものとする。

別記第38号様式(その2)(①号様式)

年( )年) 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

復旧工事の着手届について

年( )年) 月 日付け熊本県達第 号で命じられた復旧工事  
の施工については、令和 年( )年) 月 日に着手しますので届け出ます。

別記第38号様式（その2）（②号様式）

年（　　年）　月　　日

熊本県知事　　　　　　　　　様

住所  
氏名

復旧工事の完了届について

年（　　年）　月　　日付け熊本県達第　　号で命じられた復旧工事  
の施工については、令和　年（　　年）　月　　日に完了しましたので届け出ます。

別記第 3 8 号様式 (その 2) (③号様式)

年 (     年)   月   日

熊本県知事                                  様

住所  
氏名                                  印

                                復旧工事 (     工事) の完了報告について  
          年 (     年)   月   日付け熊本県達第                  号で命じられた復旧工事  
のうち    工事については、           年 (     年)   月   日に完了しましたので  
報告します。

注)    標題及び文中の            工事の記載に当たっては、施行を命じた復旧工事の工種  
        を記入すること。

別記第39号様式

年（      年） 月      日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

森林法に基づく監督処分について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり監督処分を行ったのでお知らせします。



別記第40号様式

森保第 号  
年（ 年） 月 日

市町村長 様

熊本県農林水産部長

森林法に基づく監督処分について（通知）  
このことについて、別紙写しのとおり監督処分を行ったのでお知らせします。

住所  
氏名

年（ 年） 月 日付け熊本県指令 第 号で許可した林地開発（変更）行為については、次の理由により取り消します。

年（ 年） 月 日

熊本県知事 印

（理由）

#### 教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。  
なお、審査請求書（2通）は、熊本県知事宛てにして、所管の広域本部長（地域振興局長）を経由して提出してください。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第42号様式(その1)

林地開発許可一覧表

台帳番号	申請者 住所・氏名	開発行為に係る森林の所在場所	開発行為の目的	開発許可 年月日 指令番号	完了予定 年月日	開発行為に係る事業 区域面積	開発行為をしようとする 森林面積	開発行為に係る 森林面積	完了年月日	備考 (承継事項、変更内容、完了確認、審議会開催、その他必要事項を記入)

林地開発連絡調整一覧表

台帳番号	協議日	連絡調整完了年月日番号	県庁受付日	協議者住所・氏名	開発行為に係る森林の所在場所	開発行為の目的	今回協議面積	当初協議面積	完了予定年月日	完了年月日	備考
							開発行為に係る事業区域面積 開発行為をしようとする森林面積 開発行為に係る森林面積	開発行為に係る事業区域面積 開発行為をしようとする森林面積 開発行為に係る森林面積			
							h a	h a			

林地開発行為変更届整理簿

整理 番号	届出 年月日	届出受理 年月日	許可 年月日 指令番号	申請者 住所・氏名	開発行為に 係る森林の 所在場所	開発行為 の目的	変更内容	変更許可面積	既許可面積	備考
								開発行為に係る事業区域面積 開発行為をしようとする森林面積 開発行為に係る森林面積	開発行為に係る事業区域面積 開発行為をしようとする森林面積 開発行為に係る森林面積	
								h a	h a	

林地開発行為中止・再開届整理簿

整理 番号	中止届出 年月日	届出受理 年月日	中止 年月日	許可 年月日 指令番 号	申請者 住所 氏名	開発行為に 係る森林 所在場所	開発行為の目的	開発行為に係る事業区域面積	再開 予定年月日	備考
	再開届出 年月日	届出受理 年月日	再開 年月日					開発行為をしようとする森林面積		

林地開発行為完了届整理簿

整理 番号	届出年月日	許可年月日 指令番号	申請者 住所・氏名	開発行為に係る 森林の所在場所	開発行為の目的	開発行為に係る事業区域面積	完 了	部分完了	備考
						開発行為をしようとする森林面積	年 月 日	年 月 日	
						開発行為に係る森林面積	確認年月日	確認年月日	
						h a			

林地開発行為廃止届整理簿

整理 番号	届出年月日	受理年月日	許可年月日 指令番号	申請者 住所・氏名	開発行為に係る 森林の所在場所	開発行為の目的	開発行為に係る事業区域面積	備 考
							開発行為をしようとする森林面積	
							開発行為に係る森林面積	
							h a	



別記第43号様式（その1）

第 号  
年（ 年） 月 日

農林水産部長 様

広域本部又は地域振興局長

〇〇年度林地開発許可事務実施状況について（報告）

このことについて、熊本県林地開発許可事務処理要領第25の規定に基づき、別添のとおり報告します。

添付書類

- 1 許可条件履行状況調査実施状況
- 2 違反行為に対して講じた措置の状況
- 3 許可制が適用されない開発行為についての連絡調整状況
- 4 完了確認箇所一覧表

## 許可条件履行状況調査実施状況

年度 \_\_\_\_\_ 広域本部又は地域振興局  
 （単位 件数：件、回数：回、面積：ha）

区 分		中 間 調 査		
		件数	回数	面積
工場・事業場用地の造成				( )
(うち再生可能エネルギー発電設備)	太陽光			( )
	水力			( )
	風力			( )
	地熱			( )
	バイオマス			( )
住宅用地の造成				( )
別荘地の造成				( )
ゴルフ場の造成				( )
レジャー施設の設置				( )
農用地の造成				( )
土石の採取				( )
道路の新設又は改築				( )
廃棄物処理施設の設置				( )
残土処理場等の設置				( )
その他				( )
計				( )

(注)

- 1 件数欄には、調査の対象とした開発行為の件数を記載すること。
- 2 回数欄には、調査を行った総延べ回数を記載すること。
- 3 面積欄には、開発行為に係る森林の面積を裸書で、また、対象森林の面積を（ ）で記載すること。  
 なお、この場合、中間調査欄については、調査を行った区域に係る延べ面積をそれぞれ記載すること。
- 5 面積欄の数値は、1件毎に小数第1位を四捨五入し、整数止めとして計上すること。
- 6 「工場・事業場用地の造成」欄の「(うち再生可能エネルギー発電設備)」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第4項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。
- 7 中間調査欄には、部分及び全体完了確認調査以外の許可条件履行状況調査を行なったものについて記載すること。

違反行為に対して講じた措置の状況

年度

広域本部又は地域振興局

（単位 面積：ha）

違反行為者	違反行為の所在場所	違反行為の開発目的		違反行為の種類	開発行為に係る森林の面積	是正措置状況			備考 (今後の措置方針等)
		区分	種類			中止指導 (年月日 番号)	復旧指導 (年月日 番号)	その他 行政指導	
計									

(注)

- 1 違反行為の所在場所欄には、判明している範囲（市町村、大字、字、地番）で記載すること。
- 2 違反行為の開発目的について、区分欄には「工場・事業場用地の造成、住宅用地の造成、別荘地の造成、ゴルフ場の設置、レジャー施設の設置、農用地の造成、土石の採掘、道路の新設又は改築、廃棄物処理施設の設置、残土処分場等の設置、その他」を分けて記載すること。なお、「工場・事業場用地の造成」のうち、再生可能エネルギー発電設備の設置については、再生可能エネルギー発電設備の設置については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。
- 3 違反行為の種類欄には、無許可、許可条件違反及び偽りその他不正な手段による許可の3種類の区分を違反行為者毎に記載すること。
- 4 是正措置状況欄には、中止及び復旧指導については当該文書の施行年月日番号、その他行政指導については指導等の内容（口頭指導、現地立会等）を簡単に記載すること。
- 5 備考欄には、各違反案件に対する措置方針を記載すること。

別記第43号様式（その4）

許可制が適用されない開発行為についての連絡調整の状況

年度 広域本部又は地域振興局  
 （単位 件数：件、面積：ha）

開発行為の目的	区分	国又は地方公共団体が 行なうもの		森林法施行規則第5条 に定められた事業の 実行として行なうもの		計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
工場・事業場用地の造成			( )		( )		( )
(うち再生 可能エネルギー 発電設備)	太陽光		( )		( )		( )
	水力		( )		( )		( )
	風力		( )		( )		( )
	地熱		( )		( )		( )
	バイオマス		( )		( )		( )
学校・博物館用地の造成		( )		( )		( )	
住宅用地の造成		( )		( )		( )	
公園・運動場等の造成		( )		( )		( )	
農用地の造成		( )		( )		( )	
土石の採取		( )		( )		( )	
道路の新設又は改築		( )		( )		( )	
鉄道、軌道、索道 の新設又は改築		( )		( )		( )	
ダム等の設置		( )		( )		( )	
廃棄物処理施設の設置		( )		( )		( )	
残土処理場等の設置		( )		( )		( )	
その他		( )		( )		( )	
計			( )		( )		( )

(注)

1 面積欄には、開発行為に係る森林の面積を裸書で、また、開発行為をしようとする森林の面積を( )で記載すること。

なお、数値は1件ごとに小数第1位を四捨五入し、整数止めとして計上すること。

2 1件の開発行為で多目的のものは、主要目的の1件の開発行為として記載すること。

3 年度をまたがって調整しているものは、調整を了した時点の年度において記載すること。

4 国又は地方公共団体とみなされる公社、公団等を含めるものとする。

5 「工場・事業場用地の造成」欄の「(うち再生可能エネルギー発電設備)」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第4項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。

完了確認箇所一覧表

年度

広域本部又は地域振興局

（単位 面積：h a）

許可 年月日 指令 番号	開発 行為 者名	開発行為に 係る森林の 所在場所	開発行為の目的		完了（部分完了）面積			時期（年月日）			調査結果	備考
			区分	種類	開発行為に 係る 事業区域	開発行為 をしよう とする 森林	開発行 為に係る 森林	着工	完了 （部分 完了）	完了 確認 調査		
					(部分完了) (全体)							

(注)

- 1 調査結果欄には、植栽木の状況や重要な防災施設の状況等について記入する。  
 (例)「良好」、「植栽木の一部枯損により手直し後、良」、「施設計画の内容と一致」等を記入
- 2 部分完了確認の場合、開発行為に係る森林面積欄には、部分完了面積、全体面積を上下段に併記すること。

## 定期報告

年度 月分

広域本部又は地域振興局

(単位 面積：h a)

年月日	事業者	開発行為場所	開発行為の目的	開発行為に係る森林面積	種別	概要	備考

(注)

- 1 事業者欄について、開発行為者等の指示又は委託を受けた者が対応した場合は、上段にその名称、下段に開発行為者等を併記すること。
- 2 開発行為場所には、開発(予定)地の所在を簡潔に記入すること。(例) …郡…町 大字… 字…
- 3 種別欄は、「許可(新規・変更)又は連絡調整の事前協議」、「許可申請書(新規・変更)、協議書又は各届出の受理」、「違反事案発生」及び「災害発生」等、事務処理の状況を記入すること。
- 4 概要欄には、具体的な相談内容や事務処理・指示等の概要を記入すること。また、開発面積の変更が伴う場合は、変化量を併記すること。
- 5 備考欄には、他法令の許認可状況等を記入すること。開発の目的が、太陽光発電施設の設置である場合は、経済産業省の設備IDの取得があるかどうか、またその番号を記入すること。

林地開發行爲完了（部分完了）確認任命伺							
任命 決裁	局長	部長	課長	決裁日付印	発送済印	起案者	
		副部長	係長				
下記林地開發行爲の完了（部分完了）確認をすることとし、右のとおり確認員を命じてよろしいか。 なお、御決裁のうえは開發行爲者に通知してよろしいか併せて伺います。			任命 年月日	年 月 日	確認員		
林地開發行爲完了（部分完了）確認復命書							
復命 決裁	局長	部長	課長	決裁日付印	発送済印		
		副部長	係長				
開發行爲に係る森林の所在場所							
開發行爲者							
開發行爲の目的							
許可面積（完了確認対象面積）							
完了確認年月日							
上記林地開發行爲の完了（部分完了）確認をしましたところ、別紙「完了（部分完了）確認調書」のとおりでしたので復命します。 なお、御決裁のうえは別紙案により施行してよろしいか、併せて伺います。							
熊本県知事		様		年 月 日		確認員	

別記第45号様式

開発行為者 様

熊本県農林水産部長 印

(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印)

林地開発行為の完了（防災施設設置・部分完了）確認の実施に  
ついて（通知）

年（ 年） 月 日付けで林地開発行為完了（防災工事完了・部分完了）

届出書の提出があった開発行為について、下記のとおり確認員を指定し、完了（防災施設設置・部分完了）確認を実施するので通知します。

記

- 1 確認実施日時
- 2 場所（開発行為に係る森林の所在場所）
- 3 開発行為の目的
- 4 防災施設の種類と数量（防災施設設置確認の場合記入）
- 5 部分完了の工区（部分完了確認の場合記入）
- 6 完了（部分完了）年月日
- 7 確認員



別記第47号様式

第 号

年 ( 年) 月 日

開発行為者 様

熊本県知事 印

防災施設及び残置森林等の修補について

年 ( 年) 月 日付けで確認した開発行為については、下記のとおり修補工事を施工してください。

なお、修補工事を完了したときは、修補工事完了届を提出してください。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
施工期間	
修補を要する箇所・方法	
修補を要する理由	

別記第48号様式

修補工事完了届

年（      年）      月      日

熊本県知事

様

開発行為者

住所

氏名

年（      年） 月      日付け      第      号で通知のあった開発行為  
に係る修補工事については、年（      年） 月      日付けで完了しましたので  
届け出ます。

別記第49号様式

第 号

年（ 年） 月 日

開発行為者 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

林地開発行為に係る段階確認の実施について（通知）

年（ 年） 月 日付けで林地開発行為段階確認届出書の提出があった  
開発行為について、下記のとおり段階確認を実施するので通知します。

記

- 1 段階確認実施日時
- 2 場所（開発行為に係る森林の所在場所）
- 3 開発行為の目的
- 4 段階確認内容
- 5 完了年月日